

平成21年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表

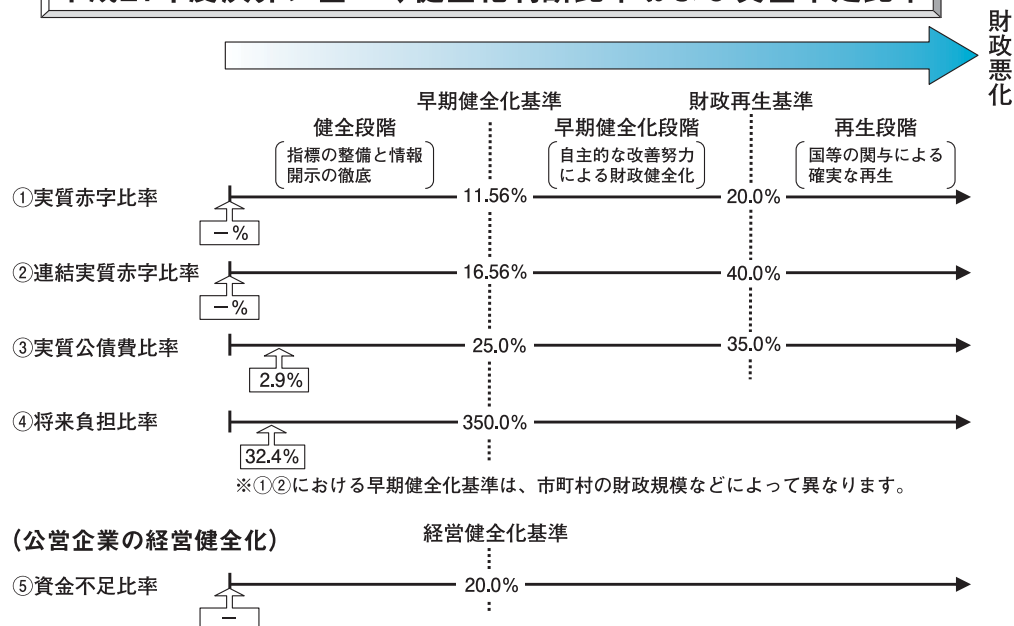
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標（～の健全化判断比率・の資金不足比率）を議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務づけています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負うなど、財政の健全化に向けた取り組みを行うこととなります。

平成21年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、すべての指標において、各基準の範囲内となりました。

市では、引き続き行財政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。

財政課 ④(☎460 - 9802)

平成21年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率



※①②における早期健全化基準は、市町村の財政規模などによって異なります。

(公営企業の経営健全化)

健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率 (実質黒字比率 2.79)	11.56
連結実質赤字比率 (連結実質黒字比率 3.56)	16.56
実質公債費比率 2.9	25.0
将来負担比率 32.4	350.0

注：実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。

注：()内には、実質収支または連結実質収支が黒字である場合の実質黒字比率または連結実質黒字比率を表示しています。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	(資金剰余比率 0.7)	20.0

注：資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。

注：()内には、資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。

実質赤字比率

一般会計など(1)において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(2)に対する割合です。

連結実質赤字比率

特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や、一部事務組合への負担金・補助金のうち組合の借入金返済に充てたと認められるもの^{など})の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額^{など})の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。

1 一般会計^{など}

地方公共団体の会計のうち、地方税や交付税などを主な財源とする会計など(地方公営事業会計以外の会計^{など})で、本市の場合は、一般会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計および保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計が該当します。

2 標準財政規模

地方公共団体が、標準的な状態にあるときに通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです(臨時財政対策債の発行可能額を含みます)。

防災・防犯に関するお知らせ

危機管理室 ④(☎438 - 4010)

住宅用火災警報器のメンテナンス方法

4月から住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。設置から半年がたち、そろそろお手入れが必要になる時期です。

お手入れの方法は？

警報器にほこりが付くと火災の煙を感知しにくくなります。年に1回は乾いた布で拭き取りましょう。台所の場合は、油や煙などによって汚れがつくことがあります。布に中性洗剤を浸して十分に絞って軽く拭き取ってください。故障の原因になりますので、警報器内部には水が入らないようにしてください。

警報器の作動テストをしましょう

作動テストの方法は、テストボタンを押す、ひもを引くなど、機種によって異なりますので、取扱説明書を確認し、行ってください。

警報器の警報が鳴った時は？

火元を確認して、火災が発生していたら119番通報をしましょう。たばこの煙、調理中の湯気や煙などを感知し

て警報音が鳴ってしまったら、警報音停止ボタンを押しましょう。

警報器の電池が切れたときは？

ピッ……ピッ……と短い音がなっている場合は、電池切れの注意音です。これは火災ではありません。電池の交換、または機種ごと交換してください。

☎西東京消防署(☎421 - 0119)

防火標語・救急標語を募集

「防火標語」は、家庭や職場における火災予防のポイントや方法、住宅用火災警報器などの日常の火災予防を呼びかけるものを募集します。

「救急標語」は、救急相談センター利用の促進による救急車の適正利用や、応急手当の実施を呼びかけるものを募集します。

標語例
火の用心 まかせずたよらず 自分から(平成10年度「防火標語」)
身につけて 地域に生かそう 応急手当(平成7年度「救急標語」)
☎都内在住、在勤、在学者(稲城市および島しょ地域を除く) 消防団員は

対象外。

☎応募用紙に必要事項を記入し、11月15日(月)(消印有効)までに、〒202-0013中町1-1-6 東京消防庁西東京消防署防火管理係へ郵送、または直接持参。

はがきの場合は、応募作品名 住所・郵便番号 氏名 年齢 職業 電話番号 在住・在学・在勤を記入。

西東京消防署☎からも応募できるほか、応募用紙をダウンロード可。

最優秀作品は平成23年3月ごろ決定し、東京消防庁☎などで発表。最優秀作品の方には賞状および副賞として旅行券5万円を贈呈。

☎西東京消防署(☎421 - 0119)

防火のつどい ~秋の火災予防運動~

西東京消防署では、11月9日(火)~15日(日)の火災予防運動期間中に、防火のつどいを実施します。

防火防災に関する意識や行動力を高め、火災の発生を防止し、尊い生命と貴重な財産の損失を防ぎましょう。

☎11月9日(火)午後1時30分~3時30分

場 コール田無

☎第1部...火災予防業務協力者などへの表彰式

第2部...防火講演会

☎講者 本隆治さん(フリーアナウンサー)

☎西東京消防署(☎421 - 0119)

ドロボーに注意！空き巣から我が家を守りましょう！

~戸締まり徹底！ドアには補助錠！不審者見たら110番！~

市内では、今年に入り侵入窃盗被害が85件発生しています(8月末現在)。昨年と同じ時期と比べると36件も増えています。

☎我が家を守るためのポイント！

①家に居るときも、ちょっと外出するときも、必ず鍵をかけましょう。

②寝るときには鍵はもちろん、雨戸も閉めましょう。

③玄関ドアや窓への補助錠、防犯フィルムを取り付けも有効です。

④家の中や敷地内に不審者の気配があったら、すぐに110番！

☎田無警察署(☎467 - 0110)